

葉山町長 山梨 崇仁 殿

葉山町個人情報保護審査会
会 長 森 田 明

個人情報保護審査諮問書について（答申）

平成 28 年 3 月 29 日付け葉総第 224 号で諮問のありました、葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年 10 月 14 日条例第 20 号、以下「条例」という。）の改正について、次のとおり答申します。

1 答申

諮問にかかる条例改正は、適当と認める。

なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号、以下「番号法」又は「法」という。）の施行上生じている問題の把握を含め、個人情報及び特定個人情報の適切な取り扱いに一層留意されるよう要望する。

2 理由

（1）諮問にかかる条例改正の趣旨

条例は、番号法に基づく、特定個人情報の利用及び提供に関し必要な事項を定めるために、法第 9 条第 2 項及び同法第 19 条第 9 号に規定する条例として制定された。

諮問にかかる条例改正では、町長による独自利用として、新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による地域生活支援事業の実施に関する事務」、「神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和 44 年神奈川県条例第 9 号）による在宅重度障害者等手当の支給に関する事務」、「葉山町心身障害者医療費助成規則（昭和 52 年葉山町規則第 1 号）による心身障害者医療費助成に関する事務」、「葉山町重度障害者住宅設備改造に関する助成要綱による重度障害者住宅設備改造に関する助成の事務」、及び「葉山町身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱による身体障害者自動車改造費助成に関する事務」の 5 つの事務（以下「追加事務」という。）及びそれらに関する特定個人情報の利用を追加し、かつ、条例で既に規定している「葉山町小児の医療費の助成に関する条例による小児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの」、及び「葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの」の 2 つの事務について、いずれも「障害者に関する情報であって規則で定める」特定個人情報（以下「追加特定個人情報」という。）の利用を追加し、あわせて別表の表記の整理及び番号法改正の実施に伴う条項の表記の修正をするものである。

今般の諮問の主たる問題は追加事務を認めることの是非であり、これに関して、当審査会が

検討すべき事項は次の２点である。

ア 番号法第９条第２項は「福祉、保健若しくは医療その他の社会保障・・・これらに類する事務」について個人番号の利用のための条例を制定できるとしているので、追加事務はこれに該当するか（追加事務は番号法の許容範囲内か）。

イ 該当するとして、個人情報保護の観点から、追加事務を加えることに問題はないか。

以下順次検討する。

（２）追加事務は番号法の許容範囲内か

ア 追加事務は、いずれもことがらの性質上福祉、保健若しくは医療の領域の事務に当たるものと認められる。なお、追加事務は、番号法制定時から条例による独自利用事務として想定されていたものであり、現に、多くの地方公共団体において独自利用事務として条例に規定されている。

よって、番号法第９条第２項の範囲内の事務と認められる。

イ ところで、追加事務及び現行条例の規定する事務の中には、事務の根拠が規則や要綱に基づくものもある。番号法第９条第２項は、「・・・これらに類する事務であって条例で定めるもの」と規定しているが、これは個人番号を利用する事務を条例で定めることであって、「事務」の根拠については条例ではなく規則や要綱に基づくものでも同項に違反することにはならない。

また、これら住民に利益を与える事務についてはその根拠が条例でなくともよいと解される。さらに、事務の根拠となる規則や要綱の内容が番号法別表第二と同程度に具体的に規定され明らかにされているなら実質的な問題はないと考えられる。

よって、事務の根拠が規則や要綱に基づくものであっても、番号法第９条第２項の範囲内の事務と認められる。

しかし、これに関連して次の点を指摘しておきたい。

第一に、事務の根拠が規則や要綱に基づくものであること自体は差し支えないとしても、ある事務を個人番号利用の対象とすることについては条例で定めていながらその事務の根拠規定が条例ではないということでは、バランスを欠く印象がある。しかも条例の規定（別表）の中に規則、要綱によって内容が定まる事務を掲げることは、条例の内容が下位規範である規則、要綱により左右される体裁となる。わけでも、要綱は行政内部のみに効力を有する行政規則であることから、望ましいものではない。加えて、要綱に基づく事務について、対象とする特定個人情報を規則で定めるとすることも整合性からは疑問がある。

これに対処するためには、別表において事務の根拠とする要綱や規則を明示しないやり方も考えられるが、そうすると、事務の根拠が不明確になるために事務の範囲が特定されないという問題が生じかねない。例えば追加事務の「葉山町重度障害者住宅設備改造に関する助成要綱による重度障害者住宅設備改造に関する助成の事務」について、「葉山町重度障害者住宅設備改造に関する助成要綱による」を削除して「重度障害者住宅設備改造に関する助成の事務」とすれば、要綱に基づく事務について番号利用のみを条例で規定するというアンバランスは目立たなくなるが、事務の根拠が不明になることから事務の範囲の特定が不十分になる。そのようなことから、現行条例及び条例改正の内容については是認せざるを得ない。

しかし、今後の課題として、規則、要綱による事務について可能なものは条例化するなど制度の整備を検討すべきである。

第二に、条例別表の事務及び特定個人情報の内容は条例改正の審議の際明らかになっていることが望ましい。別表中に「規則で定めるもの」とあるところの「規則」については、改正を予定しているとのことなので、町議会における条例改正の審議が充実したものになるよう、規則の改正案をあらかじめ明らかにするよう努めるべきである。

(3) 個人情報保護の観点から、追加事務を加えることに問題はないか

個人番号を利用することにより、町の機関が個人の情報を効率的に収集・利用することができるようになり、住民にとっても添付書類の省略等簡易な手続きで各種の申請等を行うことができるようになる。そしてこのようなメリットを地方公共団体が、自主的な判断により条例を定めることによって享受できるようにしたのが番号法の趣旨である。

追加事務は(2)アに述べたように独自利用事務とするメリットがあるものとして想定されていた代表的なものであり、町においても個人番号を利用することが適当と判断したものであって、これを不適切とする理由はない。

もっとも、一般的に言えば利用範囲の拡大は個人情報流失等のリスクを拡大するものであり、条例による独自利用は当該地方公共団体の責任で決めることであるから、利用範囲の拡大によるリスクの評価も自らすることが求められる。諮問にかかる条例改正は個人の障害にかかわる情報が対象となることから、情報の流出等については十分配慮すべきものである。

しかし、番号法はリスク対策として分散管理等のシステム面での対応や制度面での保護措置等をとっており、番号法施行後、散発的なトラブルはあるものの個人番号を介した個人情報の流出等は認められていない。個人番号カードの交付の遅れが大きな問題となっていたものの解消しつつあるし、これは個人情報の流出にかかる安全対策とは次元を異にすることがらであり、現時点において追加事務を加えることを不適切とする理由とはならない。

(4) 当審査会の判断

上記に述べたように追加事務は適切であり、追加特定個人情報についても同様に考えられ、その他の改正点についても格別問題はないと認められることから、諮問にかかる条例改正については適当と認められる。

ただし、番号法の本格稼働はこれからであり、運用上さまざまな問題も生じうることから、今後も個人情報の保護が確保されるよう、番号法施行上どのような問題が生じたような対処がされたのかについての情報を収集し状況を把握するよう努めるとともに、町における個人情報及び特定個人情報の適切な取り扱いに一層留意されるよう要望することとした。